

入札説明書

この入札説明書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年2月1日制定）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

減圧脱水装置 一式（既存設備との接続等設置作業を含む）

(2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月8日（金）

(4) 納入場所

鳥取県米子市日下1247番地

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 排水処理棟

(5) 契約者

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 高橋 紀子

2 入札参加資格

調達公告に記載のとおり。

3 契約担当部局

調達公告に記載のとおり。

4 入札手続等

調達公告に記載のとおり。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 質問の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第4号）を作成し、電子メールにより調達公告4（1）の場所に令和5年5月8日（月）午後5時までに提出するものとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 質問に対する回答

(1) の質問に対する回答は、令和5年5月15日（月）までにセンターのホームページ（<https://tiit.or.jp/>）で閲覧に供する。

(3) 入札対象物品の承認

ア 仕様書記載の参考機器以外で入札に参加しようとする場合は、仕様書対比表（様式第3号）及び該当品のカタログ等（仕様の該当する項目にマーキングをすること）を電子メールにより調達公告4（1）の場所に提出するものとし、令和5年5月15日（月）までに同等品の承認を受けること。

イ 最終提出期限

令和5年5月8日（月）午後5時必着

ウ 添付ファイルの容量等により全ての書類が電子メールで提出できない場合は、提出期限内に調達公告4（1）の場所に郵送又は持参すること。

エ 入札対象物品の承認

アにより提出があった入札対象物品の承認は、随時、提出者に対して電子メール又はファクシミリにより直接回答する。

6 入札者に要求される事項

調達公告に記載のとおり。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 納入実績表（様式第2号）
- (3) (2)を証する書類（契約書の写し等）

8 資格審査について

- (1) 調達公告5（2）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和5年5月24日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないとした理由について、令和5年5月29日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和5年6月5日（月）までに回答する。

9 入札条件

- (1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は入札公告、入札説明書及び仕様書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、入札公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届を提出すること。
- (7) 代理人をして入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。再度入札を行う場合、初回入札の際提出された委任状を有効と見なす。

なお、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターは鳥取県とは別の組織であるため、鳥取県に年間委任状を提出している場合でも、代理人による入札の場合には委任状を必ず提出すること。
- (8) 入札書及び委任状は、別添様式第5号及び第6号のとおりとする。
- (9) 入札回数は3回までとする。なお、初回入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度入札を行う。この際、調達公告4(4)による郵便等での入札参加者については、密封された入札書で当該回数に明記のある封筒のみ開札する。回数に明記のない封筒は開札せず、その提出者は失格とし、本件にかかる次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札で更に再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。調達公告4(4)による郵便等での入札参加者についても同様とする。
- (11) 3回までの入札で落札しなかった場合は最低価格を提示した入札者と随意契約の交渉を行う。

10 落札者以外の者への通知

- (1) センターは、落札者を決定したときは、落札者以外の者に対してその旨を書面で通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して4日(休日を除く。)以内に、書面(様式自由)により、その理由について説明を求めることができる。

なお、センターはその回答について、説明を求めることができる期日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面で回答する。

11 入札保証金及び契約保証金

調達公告に記載のとおり。

12 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

13 入札の無効条件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のし

た入札

- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札に関して不正のあった者の入札
- (10) 本件公告、この入札説明書に違反した入札

14 契約書作成の要否
要

15 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、くじ（抽選）により、落札者を決定する。くじ（抽選）は、別添「くじ抽選の方法について」による。

16 手続きにおける交渉の有無
無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に關与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物件の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件調達に係る契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 当センターは受注者との間で締結する契約書に次に掲げる事項を記載する予定であること。

ア センター内の規程を遵守し、不正な取引に關与しないこと。

イ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覽・提出等の要請に応じること。

ウ 不正が認められた場合は、契約解除等の処分を講じられても異議がないこと。

エ センター職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。